

第177回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】  
議事録

日時：平成30年9月27日(木)10:00～11:10

場所：経済産業省 別館1階103-105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、林委員、北本委員、圓尾委員

議題：

- (1) 原価算定終了後の小売電気料金及び小売ガス料金の事後評価について
- (2) 一般送配電事業者、ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

○八田委員長 おはようございます。ただいまから第177回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。

議題に入る前に、議事や資料の取り扱いについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

○都築総務課長 「議事次第」に第1部と第2部とありますが、第2部の3つの議題につきましては、個社の情報を取り扱うことから、これらの議事については、委員会として必要と認めた場合には非公開とし、「議事要旨」を後日委員会ホームページに掲載することとしたいと考えております。

また、会議資料について、情報公開請求がなされた場合には、その対応については改めて相談をさせていただければと思っております。

以上、ご判断をいただければと思います。

○八田委員長 ありがとうございます。

それでは、今ご説明がありましたように、「議事次第」において、第2部として記載されている3つの議題については、非公開での開催とさせていただきますけれども、ご異存はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、カメラの撮影はここまでにさせていただきますと思います。

早速、第1部の議事に入ります。

議題(1)は、「原価算定期間終了後の小売電気料金及び小売ガス料金の事後評価について」、野沢管理官からご説明をお願いいたします。

○野沢統括NW事業管理官 ありがとうございます。

それでは、資料3、スライドですと3/66ページでございます。「原価算定期間終

了後の小売電気料金及び小売ガス料金の事後評価について」をごらんいただければと思います。

冒頭のリード文に記載しておりますが、みなし小売電気事業者につきましては、先般の大飯原子力発電所3・4号機の再稼働に伴って値下げを実施しました関電を除いた9社に対して行う。また、旧一般ガスみなしガス小売事業者につきましては、本省所管では東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの3社が経過措置対象事業者になっておりますけれども、そのうち原価算定期間中の東京ガスと、あと大阪ガスについては、先般、今年度中の料金改定を表明しておりますので、東邦ガス1社に対して原価算定期間終了後の事後評価として現行料金の妥当性を確認するよう経産大臣から、本委員会宛てに意見の求めがありました。

最初に小売電気料金の事後評価の概要でございますけれども、このページの1.(1)に記載しておりますが、原価算定期間終了後に小売電気料金の改定を行わない場合において、引き続き現行料金を採用する妥当性について、経済産業省において評価を実施しております。具体的には①のとおりでございますが、原価算定終了後に毎年度事後評価を行って、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを確認して、その結果を公表して、必要に応じて料金値下げに係る変更認可申請命令の要否の検討を行っているところでございます。

本年度の事後評価の進め方でございますけれども、(2)をごらんになっていただくと、①といたしまして、先ほど申しました関電を除くごらんの9社に対する評価として、料金審査専門会合において電取委事務局より9社の電気事業利益率の状況等を要約した資料を提出し、説明を行い、ご審議をいただくことを考えております。

この要約資料は、後ろのほうに参考でつけさせていただいておりますけれども、後ほどご説明をさせていただきます。

加えまして、②でございますけれども、東電エナジーパートナーにつきましては、料金審査専門会合において、事業者より費目ごとの想定原価の実績等の比較及び乖離状況等の説明を行って、審議をいただきたいと考えております。

選定の理由につきましては、1ページの一番下段でございますけれども、東電EPにつきましては、後ほどご説明します審査基準のステップ1である電気事業利益率の基準に該当しております。かつ公的資金が投入されているということと、規模が大きく広範囲であることから選定をさせていただいております。

次の4/66ページをごらんになっていただくと、次はガスでございまして、小売ガス料金の事後評価の概要を記載しておりますが、内容的には、先ほど説明した電気と同様でございまして、具体的な本年度の進め方については、(2)をごらんになっていただきますと、本省所管の対象事業者というのは東邦ガスになりますけれども、それ以外に地方局所管でございます京葉ガス、京和ガス、日本ガス、熱海ガス、河内長野ガス及び南海ガスを加えた計7社のガス事業の利益率の状況等について要約した説明資料を事務局から提出しまして説明を行って、ご審議をいただきたいと考えております。

今後の予定でございますけれども、3.に記載しておりますが、本年の10月以降の料金審査専門会合においてご審議をいただきたいと考えております。

参考までに、次の5/66ページをごらんになっていただくと、電気とガスの小売料金の経過措置対象事業者の一覧を添付させていただいております。説明は割愛させていただきます。

また、ちょっとおめくりいただいて11/66ページでございますけれども、これが、先ほど申しました料金変更認可申請命令に係る審査基準、電力の部分でございます。

内容的には、ここの真ん中辺にありますステップ1というのが規制部門の電気事業の利益率の基準でございまして、①に記載しておりますけれども、該当会社の――今回は9社でございますが、――規制部門における電気事業の利益率、直近3カ年平均と、②で記載しております電力会社10社の規制部門における電気事業利益率、過去10カ年の平均でございますけれども、これで①のほうが大きい場合はステップ2に落ちまして、規制部門の超過利潤による基準と、右側にあります自由化部門の収支の基準というところで、これに該当していたらば変更命令発動の対象になるというのが審査基準でございまして、具体的には、12/66ページに各社の実績を記載しておりますが、上のほうがステップ1でございまして、ここの②のところは10社平均、一番右側の10社平均が2.0でございますが、それに該当するのは北海道、東北、東電EP、中部電力でございまして、ここが「Yes」となっていて、この6社についてはステップ2に落ちる。

それで、その6社について、先ほど申した超過利潤、Bのところの利潤の基準をみたときに、ここの真ん中の⑥のところですけども、事業報酬の一定水準額を比較したときに、いずれも超過していない状況になっているということで、この利潤のここ

ろで評価は一応完了。

それで、次の自由化部門の収支でございますが、ここの28年度、29年度の直近2年間の収支については、いずれも黒字でございますので、最終的に、この変更命令の対象には、この6社についてもならないということで、このものについて事務局から説明させていただければと考えております。

次に13/66ページ、今度はガスでございます。審査基準は、電気と同様でございますので、14ページをごらんになっていただくと、ガスの各事業者の実績が出ておりまして、ステップ1について、先ほどと同じように②のところの9社の平均が4.5%でございますので、それに該当しているのが、「Yes」と書いてある京和ガスと熱海ガスでございます。ここでステップ1から落ちるのですが、ステップ2というところで、超過利潤の基準をみたときに、この2社についても、いずれも一定水準額は超えていないということと、自由化部門の収支についても、直近2年間で黒字になっておりますので、この2社についても変更命令の対象にはならないというような実態となっております。

以上、このような方針で事後評価を進めてよろしいかどうかということについてご審議いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○八田委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対してご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、特段のご異論がないようですので、この案のとおり料金審査専門会合で、小売の事後評価を行うことにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

そのように進めさせていただきます。

それでは、次の議題に入ります。議題(2)の「一般送配電事業者、ガス導管事業者の収支状況の事後評価について」、恒藤課長及び日置室長からご説明をお願いいたします。

○日置NW事業制度企画室長　それでは、まず私から先に「一般送配電事業者の収支状況の事後評価」ということをご説明させていただきます。スライドで申し上げます。

すと、資料4-1でございまして、19/66をお開きいただけますでしょうか。

この事後評価についてでございますが、資料の1ポツ目の「趣旨」にありますとおり、効率化・託送料金の低廉化と、質の高い電力の安定供給の確保の両立を図っていくことを目的として行うものでございます。昨年度に続きまして本年度も実施したいということで、その進め方につきまして、本日ご審議いただければと思っております。

2ポツ目、「本年度の進め方」でございますが、まず、1)の「事後評価の進め方」をご覧ください。一般送配電事業の託送収支の事後評価については、原則3年ごとに公開の場であります料金審査専門会合において一般送配電事業者からヒアリングを行う、そのような内容が委員会決定されているところでございます。

したがいまして、昨年度につきましては、公開の場で初めて行われた事後評価であったということもございまして、全10社からヒアリングを実施したわけですが、本年度については、まず、全10社からの情報提供に基づき分析・評価をしつつ、公開の場におけるヒアリングについては、4社ということで進めてまいりたいと考えてございます。

おめくりいただきまして次のページをご覧くださいませでしょうか。2)の「評価内容」についてでございます。

評価項目としましては、大きな骨格は昨年度と同様でございまして、まず①「託送収支の状況」ということで、収支の分析を踏まえた上で、②の「効率化に向けた取組状況」、特に調達コスト削減に向けた取組状況について、昨年度の指摘を踏まえながら確認していく。③としましては、一方でコスト削減によって、必要な投資、安定供給に向けた投資などが損なわれてはいけないだろうと、そういった観点も含めて、サービスレベル、安定供給等に向けた取組状況について確認をしていく、特に高経年化対策の進捗については重点的に確認をしていく。そのような構成とさせていただきます。

下線を引かせていただいておりますのが新規項目ということでございまして、上から順に「廃炉等負担金を踏まえた評価」、2つ目、「工事費負担金」、そして「接続、計量に向けた対応」、あと「送電ロス」と4点ございますが、これらは、昨年度の評価結果なり、あと制度変更を受けて追加した項目ということでございます。

続きまして、3)の「公開の場におけるヒアリング対象事業者」でございますが、

こちらは原価算定期間や昨年度の事後評価結果なども踏まえまして4社、東北電力、東京電力パワーグリッド、四国電力、九州電力、を考えてございます。この4社から、効率化に向けた取り組みであったり、高経年化対策について深掘りしたヒアリングを行う。その中でよい取り組みについては共有しながら横展開を図っていくといった対応を進めていきたいと思っております。

以上が本年度の進め方でございます。スケジュールといたしましては、10月の料金審査専門会合で審議を開始し、3月までには取りまとめたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○八田委員長　　ありがとうございました。

○恒藤NW事業監視課長　　続いて、35ページをごらんください。「ガス導管事業者の託送収支の事後評価について」でございます。

ガスにつきましては、昨年度から小売全面自由化など、大きく制度が改正されたところでございまして、改正後、初めてとなる託送収支計算書が各一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者から公表されているところでございます。

これらのガス導管事業者の効率化、託送料金の低廉化等将来にわたる質の高いガスの安定供給の両立を実現していくため、電気と同様に各社の託送収支の状況や効率化の取組状況などについて、今年度から公開の場で事後評価を行うということにしたいと考えてございます。

その際、あわせまして一般ガス導管事業者が実施をすることとされております内管工事につきましては、各社の効率化の取組状況を評価し、その効率化・低廉化を促進することにしたいと考えてございます。

なお、昨日付で経済産業大臣及び各地方産業経済局長から、ガス導管事業者の収支状況の確認について、本委員会宛てに意見の求めが来ているところでございます。

続きまして、35ページの真ん中あたり2.の「本年度の進め方（案）」でございます。

まず、1)の「対象事業者」でございますが、これについては、託送供給約款を定めているガス導管事業者及び約款は定めていないものの他社から依頼を受けて託送供給を行って料金等の供給条件を届け出ているガス導管事業者、合計143社が対象でございます。そのリストは、37ページ以降に添付をしております。

2)の「評価内容」でございますが、これにつきましては、料金審査専門会合におきまして、主にここに記載の①～④の項目について評価をすることにしてはどうかと考えてございます。

なお、その評価を行っていく課程で、制度面での対応が必要だと思われるケースがあった場合には、それについても検討するということになってございます。

各評価項目の具体的内容でございますが、①の「託送収支の状況」につきましては、各社の状況について公表された収支に加えまして、各社から追加で情報を収集いたしまして、実情を把握し、評価をすることにしたいと考えてございます。

37ページに各社が公表してございます託送収支をまとめた表をつけてございますが、ざっとみていただきますと、中には比較的大きな超過利潤が発生をしている会社もございます。こうした事業者につきましては、その要因を分析するとともに、仮に今後も継続的に大きな超過利潤が発生すると見込まれる場合には、今後の方針について説明を求めるということになってはどうかと考えてございます。

36ページにお戻りください。評価項目の2つ目、「効率化に向けた取組状況」、これにつきましては、先進的な取り組みを行っていると期待される大手3社について、その経営効率化に向けた取組状況等を料金審査専門会合において聴取をすることにしてはどうかと考えてございます。

それから③として、各社の安定供給・保安等に関する取組状況や、導管延伸に向けた状況を把握し、評価することを考えてございます。

そして最後に④として、一般ガス導管事業者が実施する内管工事について、各社の取組状況を評価し、効率化・低廉化を促進する、こういうことを考えてございます。

スケジュールについては、記載のとおりでございます。

「ガスの託送収支等の事後評価」については以上でございまして、今2人で説明させていただきました電気、それからガスの託送の事後評価の進め方につきまして、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対する、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

林委員どうぞ。

○林委員　　ご説明ありがとうございます。

ガスの託送収支の事後評価を初めてするというところでございますけれども、2つポ

イントとしてあると思っております、先ほど恒藤課長から説明がありましたけれども、143社と、事業者数が非常に多いということもございますので、やはり事後評価の実施方法について工夫をする必要があると思っております。

例えば12月決算の事業者などは、今回の決算においては、託送料金の改定後の状況は9月分しか反映されていないという話を伺っておりますので、公営の事業者については、議会との関係で託送収支の公表がまた遅くなるということなどいろいろ考えますと、やはり初年度のガスの託送料金の事後評価を143社横並びで評価するというのはなかなか難しい。とはいっても、そこを何らかの基準で注視される事業者などに重点化して行うという工夫が必要だと思いますので、そこはしっかりやっていただければと思っております。

あと、2つ目でございますけれども、先進的な取り組みを公開していくというのは非常に大事だと思っておりますので、そこは重点的にやっていただきたいという話と、あと、先ほど、中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況というのがあったと思っておりますけれども、最近では地震等災害も非常に多い中で、やはりそういう各社の安定供給プラン等の取り組みをしっかりと出していただくということも大事だと思っております。ガスに関しては以上です。

もう一つ、電力に関しましても、今年度の新しい取り組みとして、私、特に注目したいのは、託送収支の状況とか効率化に向けた取り組みは当然やっていくことであるとは思っておりますけれども、3番目のサービス水準の確保ですが、やはり接続、計量ということで、インフラについて、いろいろな方々にちゃんとサービスをしているかどうか、その状況をしっかりと把握していただきまして、そこら辺の評価をしっかりとっていただきたいということと、あと、送電ロスという形で電圧別の話がありますけれども、ネットワークの効率化というのは、ロスが一番少ないのがネットワークの効率としてはあるべき姿だと思いますので、そこもしっかり公開していきながら、よい取り組み等があればしっかり紹介していただければと思います。

以上です。

○八田委員長　　ありがとうございました。

ほかにご意見ございませんか。

どうぞ圓尾委員。

○圓尾委員　　ガスのほうの本年度の進め方の評価内容に書いてあるところですが、

各事業者の収支状況等を分析して、その制度面での対応の必要性を、場合によっては、浮き彫りになった場合は議論していきましようというところですが、2つありまして、1つは、託送料金の議論をするとき、委員の中で多くの指摘があったヤードスティックの問題ですね、全費用のうちのかなりの部分をヤードスティックという形で査定をしたことの是非を、やはりきちっと検証しなければいけないだろうと思いますので、ここの細かい費用項目についての原価と実績の乖離とかをみる必要があるというのが1つ。

それから、37ページにあるような形で原価とこれだけずれて利益が出ているじゃないかということ、余りギチギチやっていると、普通に考えると、だったらもうちょっと費用をつんで、来年は利益が出ないようにしようとかいうふうにも企業としては当たり前の行動だと思いますので、奇抜な人ばかりだといいいのですが、そうもいえないと思いますので、頑張って利益が出た場合には、何かしら事業者にとってもメリットが得られるようなインセンティブの考え方を、こういう料金規制の中にも導入していくようなことを考えていかないと、みんなにとってハッピーな結論にはならないと思いますので、そういったところも含めて、どういう形で、どういうことが原因で原価と実績の乖離が出てきているのかということをしかりとみていくことができればと思います。

以上です。

○八田委員長　今の圓尾委員がご指摘になったことは非常に重要な点で、今回の料金の改定とか、そういうことにつなげるわけではないけれども、将来の制度設計のために、コスト削減の努力をしたところに対して、やはり何らかのご褒美があるような仕組みを将来、設計したいわけだから、その材料を、ここで調べたいと、そういう側面はありますよね。

ほかにございますか。

どうぞ北本委員。

○北本委員　どうもありがとうございました。

ガスについては、初めての取り組みということで、しかも委員の先生、皆さんおっしゃっているように数が多く、あと規模が小さいというところで、その数字の信頼性というのは非常に大事になってくると思います。数字の信頼性については、監査のほうでも確認をしていく、連携をとっていくことが非常に大事だと思っておりますの

で、その数字の確からしさを確認するための制度も、一緒にP D C Aサイクルの中できちんと改定、改良していただきたいということと、あと、先ほどおっしゃっていましたが内管工事の取組状況についても、事業者によってそれぞれやり方が違っていていると思われるので、そこについては、まず現状を可視化できる形で資料をご提供いただけると助かります。

あとは、電気のほうで適切なサービスレベルの確保と、先ほどほかの委員の先生がおっしゃっていましたが、高経年化対策の進捗ということと、あと、いわゆる効率化によることが相反することのないように適切な料金の設定ができているか、効率化も経済合理性があるもので行われているか、ただの期間のずれをもってそれが行われていないかなど、確認していただけるといいと思います。

以上です。

○八田委員長　ありがとうございました。

どうぞ稲垣委員。

○稲垣委員　大きな枠組はこのとおりでいいと思いますけれども、まず電力についてですが、今、北本委員がおっしゃったことと共通するのですが、ここの評価内容を支える事実、あるいは情報の信頼性を確保するためにとられている取り組み、つまり経営あるいはガバナンスレベル、それからあとは、その下のマネジメントレベルで、こうした評価項目をあらわす情報の正確性を確保する体制や措置がどのように組み込まれているのか、あるいはその取り組みについて継続的に精度を上げていく必要があると思いますので、そこについては、新しい段階に入りますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、特に評価項目③に「接続、計量」が入ったというのは、非常にいいことであると思いますが、この情報の信頼性についてはすごく大事なことですし、そこについては特に力を入れていただきたいというのが1つです。

それから、既に言葉としては説明があったのですが、念のためということで、電力の評価について、公開の聴取の話ですけれども、4社に絞った理由が、この資料の中に一言というか、触れられていますが、ここを端的に、もう少し読み手がわかるような言葉でご説明をいただけたらと思います。つまり原価算定期間、スライドの20ページ、20/66の下(3)のところ、「原価算定期間や昨年度の事後評価結果等も踏まえ」ということで理由が書いてありますけれども、もう少しわかりやすく端的

にご説明いただきたいと思います。

理由は、公開ヒアリングというのは、この委員会の透明性というか、国民に対して向き合う、その姿の一つであると思うんですね。ですから、今回は10社ではなくて4社に絞った理由、つまり6社を除外した理由に合理性があるということは正確に伝えて理解していただく必要があると思いますので、念のため、もう一度お願いします。

○八田委員長　　今、口頭で補足することはありますか。

○日置NW事業制度企画室長　　ヒアリング対象事業者についてでございますが、基本的には原価算定期間が古いものから選ばせていただいています。想定原価と実績費用の乖離の状況も、原価算定期間から年を経ればずれも生じるでしょうから、そのあたりを確認していくという意味も含めまして選んでおります。

昨年度の事後評価の結果を踏まえて、という点でございますが、こちらは、例えば競争入札比率が低いとか、あとは修繕費の先送りというような話の指摘があったとか、そのような要素も考慮して選ばせていただいております。

今年度選ばれた会社については、昨年度確認した内容からの取組の進捗を重点的にヒアリングすることになるかと思っております。この1年弱でどれだけ取組が進んだかを示すのは難しいかもしれないのですが、2年たちますとさらに進捗への期待度も高まるということで、事後評価を今年やる方がいいのかどうかというのは、一概にはいえないうように思っております。

いずれにいたしましても、今申し上げたような理由でございます。あと、すみません、東京電力に関しましては、廃炉等負担金を踏まえた評価も行う必要があるということもあり、ヒアリング対象としているところでございます。

以上でございます。

○八田委員長　　このように考えてよろしいでしょうか。調査のために資源を集中させたいから、数は絞りたい。それで、翌年はまた別な会社に、というふうにして順繰りにしたい。したがって、最初の数を絞るに当たって、今おっしゃったような幾つかの明確な基準をやったけれども、それは、来年はまた別な会社になりますよと、そういうことですね。

○日置NW事業制度企画室長　　はい。

○八田委員長　　ほかにご指摘ございますでしょうか。

私から1つだけアレすると、ヤードスティックを将来改善していくというときに

は、各社の単なる費用比較だけでは済まなくて、地形だとか気温だとか人件費用だとかいろいろなことの要因分析を入れていくことになるから、それは結構大変なことだろうと思いますが、その一方で、先ほど日置室長がおっしゃった非常に先進的な取り組みがあったような場合には、これはどこでも適用できるから、それを広く公開したいということですが、先進的取組をやったところへのご褒美は何でしょうね。すぐに全部公開されてしまうのは、まあ何かご褒美をもらえるならやぶさかではないけれども、という感じはあるだろうと思いますが、今はないけれども、将来はそういうのも制度設計しようということですかね。

○恒藤NW事業監視課長 多分それも含めて事後評価をやる中で将来の、よりいい制度に向けたインプリケーションといいますか、示唆を、できれば出していきたいというふうには思っています。

○八田委員長 そうですね。ですから、これは、いろいろなこれからの制度改革への材料も仕入れることができるような仕組みになるのだろうと思います。

それでは、ただいまのご議論を伺いまして、特段のご異論はなかったと思いますので、この案のとおり料金審査専門会合で託送の事後評価を行うということにしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

これで、第1部で予定していた議事は以上ですが、事務局から何かありますか。

○都築総務課長 冒頭にも申し上げましたように、この後は非公開での開催となります。したがって、一般傍聴の皆様におかれましては、ここでご退室をいただければと思います。

○八田委員長 それでは、これで第1部を終了いたします。

どうもありがとうございました。

——了——